

政 令

沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十七号

沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

学校教育法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十八号

学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項及び第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「大学」の下に「の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科」を加え、同項第十二号中「の学校」の下に「（大学を除く）」を加え、同項に次の一号を加える。

十三 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更

第二十三条の二第一項第三号中「大学に」を「大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科に」に改め、同項第四号中「又は高等専門学校」を「の学部又は法第百八条第二項の大学の学科」に改め、「大学にあつては」を削り、同項第五号中「大学」の下に「の学部又は法第百八条第二項の大学の学科」を加え、同項に次の三号を加える。

六 私立の大学の大学院の研究科の収容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く）に係る学則の変更

七 私立の大学の大学院の研究科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更

八 私立の高等専門学校学校の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

第二十七条中「大学における」を「大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは法第百八条第二項の大学の学科における」に、「大学について」を「大学の学部若しくは大学院の研究科又は同項の大学の学科について」に改める。

附 則

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年一月一日から施行する。

2 この政令の施行の日以後の私立の大学の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更のため必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。

文部科学大臣 萩生田光一
内閣総理大臣 安倍 晋三

府 令 ・ 省 令

○内閣府
文部科学省令第三号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 加藤 勝信

令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第三条 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>	<p>附 則</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。</p>

附 則
この命令は、令和二年四月一日から施行する。